

狭保 第 1224-2 号
令和 5 年 10 月 18 日

管内食品衛生協会長 様

埼玉県狭山保健所長 辻村 信正

感染症予防及び食品事故防止に向けたイベント計画について（依頼）

当所の感染症蔓延防止対策及び食品衛生行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ポストコロナ社会における地域振興を目的としたイベントの計画にあつては、感染症予防及び食品事故の防止を第一に計画をいただいているところです。

先般、腸管出血性大腸菌 O157 患者の発症原因を調査したところ、管内で開催されたイベントにおいて、多数の食品を喫食していたことが判明しました。しかしながら、イベント出店者が食品営業許可を取得しておらず、出店者と連絡が取れないことが多々あり、その結果、被害拡大防止のための原因究明ができかねる事案となりました。

不特定多数の方々に対する食品提供は、食品営業許可を取得して行うことが基本です。行事主催者による出店者の精査が難しい場合や、責任の所在を出店者に置く場合にあつては、臨時出店届ではなく、イベント会場において有効な許可書をもって出店を認めることを強く推奨します。

つきましては、改めて別添「知っておきたいイベントでの食品事故防止の手引き」等の資料を提供しますので、今後の計画に御活用くださるようお願いいたします。

担当 生活衛生・薬事担当 〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2-16-1 電話 04-2941-6535（代表） FAX 04-2954-6615 E-mail f5462122@pref.saitama.lg.jp（担当代表）
